

5. Q&A

【報告の必要性】

問1 報告した情報は、どのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための、国が行う化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物質を吸い込んでいないと思いますが、報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象物質を年間500kg以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については発散抑制等の措置を講じた作業や短時間の作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いため、500kg以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 輸入代行を業としており、書面の手続きのみを行い、直接報告対象物質を触らない場合には、報告する必要がありますか。

(答) 報告対象物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散によるばく露がないことが前提ですが、報告は不要です。

問4 報告対象物質が、工場プラント内の密閉化された状態で化学反応が進む過程の途中のみにおいて生成し、消滅する場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業を行う場合は、報告が必要です。

問5 平成24年対象、25年報告版で報告対象であった15物質(アクリル酸メチル等)については、26年も報告する必要がありますか。

(答) 平成25年報告版の15物質については、26年1月以降に引き続き報告する必要はありません。(24年1月1日から同年12月31日までの1年間に行われた作業を25年1月1日から同年3月31日までの間に報告する必要はあります。)

問6 報告対象物質を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告する必要がありますか。

(答) 報告が必要な場合があります。例えば、輸送におけるタンクローリーから貯蔵タンクへの受け入れ作業や、倉庫における貯蔵タンクへの充填作業などにおいて、漏えいによってばく露の可能性が無いと判断できない場合が多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動させるのみの場合など、外に漏れるおそれが一切ないと判断される作業については報告する必要はありません。

問7 報告対象物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における報告対象物質の製造又は取扱量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 クロロホルム等有機溶剤中毒予防規則の対象物質についても、報告の必要がありますか。

(答) 有機溶剤中毒予防規則の対象物質についてもリスク評価を行う必要がありますので、報告が必要です。

問9 「1, 2-ジクロロエタン」が報告対象物質とされていますが、異性体の「1, 1-ジクロロエタン」は報告する必要がありますか。(「1, 1, 1-トリクロロエタン」が報告対象物質とされていますが、異性体の「1, 1, 2-トリクロロエタン」は報告する必要がありますか)

(答) 異性体について、報告は不要です。

問10 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。

(答) 成分として報告対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上となる場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要です。ただし、農業経営者自らが農薬を使用する場合は報告は不要です。

問11 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただいた際には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省労働基準局化学物質評価室までお願いします。(代表03-5253-1111)

【報告の様式や記載方法など】

問12 報告様式はどこにありますか。

(答) お手数ですが、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneisei36/21.html>) から印刷するか、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

問13 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

問14 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の作業1回当たりとはどういったものですか。

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたこととなります。そのときの製造・取り扱い量については作業時間に拘わらず、製造・取り扱い量の多い量を記入してください。

問15 同じ作業であっても、作業や製品(ロット)ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変化する場合、「作業1回あたりの製造・取扱い量」はどのように算出すればよいですか。

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱い量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱い量」で算出してください。作業や製品(ロット)ごとに、含有率や取扱い量が変わる場合には、これら作業の中で算出された値のうち、最大の量を記入してください。

問16 表示やSDSに記載された報告対象物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

【リスク評価】

問17 提出された報告を使用して、どのように化学物質のリスク評価が行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。化学物質の有害性（毒性）を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」です。一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両者を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。（p. 1の図を参照）

問18 ばく露評価において、保護具の装着の有無は考慮しているのですか。また、事業場の選定に当たって、労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無については、ばく露評価において考慮しています。また、今回の報告対象物質には、「生殖毒性」のある物質もあり、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業場における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問19 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定常的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。また、500kg未満の少量製造・取扱い作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定常的な作業についても、定期的実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。また、必要に応じて、少量製造・取扱い作業を行っている事業場についても追加してばく露調査を実施することとし、関係業界団体等との連携・協力の下、製造・取扱いに関する情報提供のあった事業場において実施することがあります。

問20 今回の報告書様式は、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか？

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照してください。

* 「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO（国際労働機関）等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/d1/s0115-4a.pdf>

○ 関係法令

○ 労働安全衛生法（抜粋） （報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○ 労働安全衛生規則（抜粋） （有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、[様式第二十一号の七](#)による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku>)

で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>) から参照いただけます。

平成25年1月作成